

平成 29 年 3 月 15 日

経済戦略局総務部総務課長以下、市従市民生活支部長以下との事務折衝

(所属)

本日は、昨年 10 月 14 日に申し入れのあった「2017 年度 勤務労働条件に関する要求書」について、当局の考え方を回答する。

まず、本市の状況について、述べさせていただきます。

本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図っているものの、最も税収の多かった平成 8 年度決算と比較すると、税収が約 2 割減少する一方で、扶助費や市債の償還のための公債費などは 2 倍を超え、生活保護費は約 2.6 倍に達するなど、義務的な経費が高い伸びを示している。今後の財政収支概算は、2020 年代の前半では収支が改善する傾向は維持できるものの、各年度の通常収支不足は解消に至らないことが見込まれ、今後とも厳格な財政運営が求められている。

このような厳しい財政状況のもと市政改革に取り組み、PDCA サイクルを徹底しつつ、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組みとともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく、としている。

「平成 29 年度 市政運営の基本方針」では、「本市をとりまく厳しい状況を克服し、将来にわたり、豊かな大阪を実現するため、これまでの改革の成果を活かし、新たな価値を生み出す改革に取り組むとともに、都市の成長を実現することで、財源を生み出し、市民サービスを拡充」するために、市民サービスの拡充や大阪の成長のための政策推進と、新たな価値を生み出す市政改革について、着実に取り組み、その成果を広く市民に行きわたらせること、また、市民サービスの拡充、大阪の成長、財政基盤の安定を未来においても確かなものとしていくため、都市機能の充実や、それを支える制度づくりを進める、としている。

さて、当局においては、所管事業をより一層効果的に推進するため、重点施策にかかる業務執行体制を強化するとともに、一部組織改編を予定しているが、勤務労働条件の変更については、現在見込んでいない。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案及びそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であって職制が自らの判断と責任において行うものであるが、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件については交渉事項として誠意をもって交渉すべきであると考えている。

なお、申し入れのあった各項目のうち、労働安全衛生対策については、これまでと同様に職場安全衛生委員会を定期的開催するとともに、安全衛生委員である産業医による職場巡視も行い、所属職員の安全と健康の増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に引き続き努めていく。

またメンタルヘルス対策については、平成28年4月からの5年計画として策定した「大阪市職員心の健康づくり計画（第2次）」に基づき、引き続き、人事室厚生グループや局産業医とも連携を図りながら、積極的・計画的に取組み、職員にとってより働きやすい、明るい職場の環境づくりに努めていく。

それ以外の事項については、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは市従本部と人事室間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識している。

以上、申し入れに対する回答として当局の考え方を述べたが、いずれにしても、勤務労働条件に関わる事項が生じる場合は、誠意を持って対処してまいりたいと考えている。

#### (支部)

ただいま、課長より「2017年度勤務労働条件に関する要求書」に対する回答が示された。

大阪市では、「市政改革プラン 2.0」が示され、それに基づき「2017年度市政運営の方針」が策定された。

支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えている。

労働安全衛生対策については、引き続き安全衛生委員会を定期的を開催するとともに、職場巡視についても引き続き行うよう、また、メンタルヘルス対策については、計画に基づき、組合員にとって働きやすく、明るい職場環境づくりを行えるよう要請し、職員の安全を確保した適切な対策を実施するよう求めておく。

最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議を行うことを改めて要請し、「2017年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容に基づき誠意を持って対処するとの局側回答を確認する。

#### (所属)

繰り返しになるが、現時点で当局には具体的な交渉事項はないと認識している。職制として対応する事項については主体的に責任を持って取組み、今後、勤務労働条件に関わる事項が生じる場合については、誠意を持って対処してまいりたい。

それでは、本日はこれをもって終えてまいりたい。